

日時：令和5年5月17日（水）14：30～

場所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、

松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、森川総務課長、吉屋参事官、香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官、松本研究官

○森川総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、加藤委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第242回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は二つございます。

議題1「令和4年度年次報告（案）について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、「令和4年度年次報告（案）について」、御説明いたします。年次報告は、個人情報保護法第168条におきまして、委員会は毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならないと規定されていることを踏まえ、別添のとおり取りまとめているものでございます。

内容について御説明させていただきます。資料1-1が概要資料、資料1-2が本体資料になります。本日は、資料1-1を基に御説明いたします。資料1-1の概要資料は、本体資料の第2章、令和4年度の委員会の所掌事務の処理状況の内容について大きく四つの項目に分け、取りまとめております。

まずは1ページ目を御覧ください。一つ目の項目は、「個人情報保護法等に関する事務」でございます。令和2年改正法の円滑かつ適切な施行等に関する取組としては、全面施行された令和2年改正法の円滑かつ適切な施行及び運用のため、幅広く周知・広報を行いました。

次に、個人情報保護制度の一元化に関する取組としては、令和3年改正法の全面施行に向け、地方公共団体等に係るものに関して、政令、規則及び公的部門に関するガイドライン等の改正を行うとともに、地方公共団体等に対して条例整備等の準備に関し、説明会等の様々な支援を行いました。

また、令和3年改正法全面施行に向けた監視・監督の取組としては、「今後の地方公共団体等に対する監視・監督活動の方向性」を決定し、地方公共団体等を対象とした説明会を実施しました。個人情報の保護に関する基本方針については、その一部変更が閣議決定されたことに伴い、各府省庁や事業者等に対し周知を行いました。

資料の2ページ目を御覧ください。一番上に記載の個人情報等の適正な取扱いに係る政策の基本原則については、国の行政機関が官民の各主体による個人情報等の取扱いに関する政策を企画立案・実施するに当たり、当該政策目的の実現と個人情報等の適正な取

扱いによる個人の権利利益の保護との整合性を確保しつつ取り組むための基本的な視座を示すものとして策定し、各省庁へ周知を行いました。

個人情報保護法に基づく監督等に関する取組としては、尼崎市からの住民の個人データの取扱いの委託を受けたBIPROGY株式会社に対する指導や、多数の破産者等の個人情報をウェブサイト違法に掲載していた事業者に対し、勧告の上、命令を実施したものの、特段の措置を講じられなかったため、関係捜査機関に告発を行いました。このほかの重大な事案については別紙に記載しております。

次の個人情報保護法等に基づく個人情報等の利活用等に関する取組としては、P P C ビジネスサポートデスクにおける相談受付や、犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像利用の在り方について、有識者検討会で取りまとめた報告書を、委員会で審議の上、公表しました。

資料の3ページ目を御覧ください。二つ目の項目は、「マイナンバー法に関する事務」でございます。マイナンバー法に基づく監督等に関する取組としては、令和3年の個人情報保護法及びマイナンバー法の改正を踏まえ、ガイドラインについて、地方公共団体の条例に関する記述を整理するなど、改正しました。

また、地方公共団体等から研修・監査等の実施状況や特定個人情報保護評価に関する事項等について定期的な報告を受け、おおむね必要な措置が講じられていることを確認しました。次に、特定個人情報保護評価に関する取組としては、委員会に提出された全項目評価書を審査し、承認しました。

資料の4ページ目を御覧ください。三つ目の項目は、「国際協力」でございます。1番目のD F F T 推進の観点から、個人情報が安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築に関する取組としては、日EU間及び日英間の相互認証による円滑な個人データ移転を図る枠組みについて、個人情報保護法に基づくEU及び英国への外国指定を継続することを決定しました。

また、アジア太平洋プライバシー機関（A P P A）フォーラム、G 7 データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル会合、世界プライバシー会議（G P A）年次総会等において、D F F T の重要性を発信しました。

また、2番目の国際動向の把握と情報発信に関する取組としては、G P A 内に設置されているワーキンググループに参加し、最新の国際動向を把握したほか、個人情報保護に関する海外の法制度の情報等について、ウェブサイト上で情報を提供しました。

3番目の国境を越えた執行協力体制の強化に関する取組としては、我が国が議長国となる令和5年6月のG 7 データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル会合の開催に向け、「執行協力作業部会」を主催するなどして各国との調整を行いました。

資料の5ページ目を御覧ください。最後の四つ目の項目は、「個人情報保護法、マイナンバー法等に共通する事務」でございます。まず、相談受付に関しては、相談受付件数が全体として増加し、令和2年改正法に関連して、個人データの漏えい等事案についての相

談や令和3年改正法に関連して、地方公共団体等における個人情報の取扱いに関する相談が多く寄せられました。

次に、広報及び啓発に関する取組としては、令和3年改正法の全面施行に向け、地方公共団体や地方独立行政法人等を対象とする説明会等を行ったほか、行政機関等の職員向けパンフレットや研修等で活用できる動画形式等のコンテンツを作成しました。

内容については以上となります。

今後、閣議請議等の手続を経て国会へ報告し、国会報告後に委員会のホームページに公表させていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

梶田委員、お願いします。

○梶田委員 令和3年改正法に関する取組について、意見を申し上げます。

令和4年度における委員会活動の大きな成果の一つとして、個人情報保護制度の一元化が挙げられます。具体的には、まず、令和5年4月から改正個人情報保護法が全面施行され、地方公共団体等も個人情報保護法が適用されるようになりましたが、令和4年度はそれに向けた最後の準備期間として、政令、規則、ガイドラインなどを年度当初に制定・公表を行ったほか、地方公共団体等に対して、条例整備などに関して、各種説明会を実施し、各団体からの照会に対応するなど、様々な支援等を行ってきました。

今後は、改正法の施行準備から実際の運用へフェーズが変わっていきます。地方公共団体のうち、個人情報を取り扱う機関は都道府県、市区町村、一部事務組合等、広範囲に及び、加えて、各地方公共団体においては全ての首長部局、行政委員会等で多くの職員が個人情報を取り扱っています。このため、改正の施行を「出発点」として、全ての地方公共団体における適正かつ円滑な形での法の運用を確保するため、今後とも伴走型の支援を行っていくようお願いしたいと考えています。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。

中村委員、お願いします。

○中村委員 年次報告の監視・監督活動部分に関連してコメントを申し上げます。

令和4年度の監視・監督活動を振り返ると、本年度についても積極的な活動を行ったことは評価に値すると思います。特に尼崎市から住民の個人データの取扱いの委託を受けていたBIPROGY社に関する事案において、立入検査から指導まで、的確な対応を行ったこと、そして多数の破産者等の個人情報をウェブサイト上に違法に掲載した者に対し、勧告の上、命令を行ったが、措置が講じられなかったため、関係捜査機関に告発を行ったといった措置を行ったことなど、事案に応じ、迅速かつ的確な調査・分析と法執行を行ったことは、

高く評価できると思います。

本年4月以降、令和3年改正法の全面施行に伴い、いよいよ、地方公共団体等に対する委員会の監視・監督権限が実際に及ぶフェーズが始まりました。既に委員会においては今年2月の第232回委員会で「令和3年改正個人情報保護法全面施行に向けた地方公共団体等への安全管理措置等に関する周知・啓発の方向性について」を取りまとめ、事務局より2月の時点で「個人情報の適正な取扱いのための研修資料」と題した資料を各地方公共団体等に提供しました。

この方向性に沿って関係する研修機関と連携した重層的な支援を行いつつ、これまでの監視・監督活動で得られた知見も生かしながら、引き続き効率的かつ効果的な監視・監督活動を行う必要があると思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、私からも一言申し上げます。この年次報告を通じて令和4年度を振り返りますと、令和4年度においても各分野で適時適切な取組を行うことができたと思っております。

今、お二方の委員から御発言がありました。その内容に加え、例えば国際分野においては日EU間及び日英間の相互認証による円滑な個人データ移転を図る枠組みについて、我が国が個人情報保護法に基づくEU及び英国への外国指定の継続を決定いたしました。

また、令和4年度においては、改正法の全面施行を控えた中で、個人情報保護法の法制度や当委員会について、世の中からの注目度が一段と高まった年ではないかと考えております。そのことは、令和2年改正法に関連して、事業者からの問合せを中心に、「個人情報保護法相談ダイヤル」における民間部門に関連した受付件数が前年度の21,237件から令和4年度は25,055件へと大幅に伸びたことや、令和3年改正法に関連して、国の行政機関等だけではなく地方公共団体等における個人情報の取扱いに関する相談等の公的部門に関連した受付件数は、初年度であるにもかかわらず、2,121件あったことがその事実を物語っていると感じております。

今後も、法制度等についての発信等を含め、当委員会からの発信に一層力を入れていくとともに、こうした形で寄せられる国民の声に真摯に耳を傾けていくことが重要であると認識しております。

最後に、改めて当委員会の所掌事務は著しく拡大し、それに伴って責任も大きくなってきているとの思いを強くしております。そのため、所掌の拡大に対応した更なる体制の強化を行いつつ、個人情報保護制度の司令塔として個人情報の適正な取扱いの確保を図るといふ当委員会の任務を果たし、国民の皆様の期待や信頼に応えていくことが重要であるとと考えております。

以上でございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定して、今後の閣議請議等の国会報告に向けた手続を進めたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。また、その際、技術的な修正については私に一任いただきたいと思います。それも併せてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、後日公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの一部改正案の意見募集結果について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの一部改正案の意見募集結果について」、御説明いたします。

資料2-1が、今回の意見募集手続の結果の概要となっております。13社から御意見が寄せられたところがございます。

幾つか代表的な御意見を御説明いたします。

まず、2ページですが、「利用者情報に関する規律の整備に賛同します」との御意見、「今回のガイドライン及びその解説の改正案については基本的に賛同する」との御意見、「事業者の懸念や意見等を然るべく反映する形で、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン及びその解説の改正案が示されたことを多としたい」との御意見など、賛同の御意見をいただいております。

また、3ページですが、「事業者からの新たな疑問や日々進歩する技術等に対応すべく、積極的に情報発信されることを期待する」との御意見もいただいております。こちらについては、「今後新ガイドラインを運用していく上での参考とさせていただきます」と回答しております。

以上が、ガイドライン案に関する主な御意見の御紹介となります。

資料2-2が、意見募集手続の結果を踏まえた電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン案となります。

ただいま御説明申し上げましたガイドライン案等について、いずれも、本日、御審議の上、内容につき御了承いただけましたら、総務省と連携の上、公布・施行に向けた手続を進めてまいりたいと存じます。

なお、今後、技術的な修正を行う可能性もあり、最終的な内容は本案から変更される可能性がある点につきましても、御了承いただきたく思います。

また、本議題の資料等については、総務省における公表の時期等を考慮し、後日公表することとしたいと考えています。

説明は以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

浅井委員、お願いいたします。

○浅井委員 御説明ありがとうございます。

電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドラインは、電気通信事業者が個人情報保護法及び電気通信事業法に基づき遵守すべき規律を示すものとして、非常に重要なものだと認識しております。

6月16日に電気通信事業法が施行されますが、施行後の状況についても注視をし、必要な場合には総務省との調整を行うなどの対応を継続して行っていただきたいと思っております。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定し、官報公布等の手続を関係省庁と連携の上、進めたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。また、その際、技術的な修正については私に一任いただきたいと思っておりますが、併せてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては総務省と連携の上、所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてもお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、後日公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上でございます。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。